

附 則

この規則は、令和4年7月1日から施行する。

(行政経営室)

富山県行政組織規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年6月29日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県規則第32号

富山県行政組織規則の一部を改正する規則

富山県行政組織規則（平成6年富山県規則第14号）の一部を次のように改正する。

第326条第1項の表中

地域交通政策監	地域交通政策に関する事務を担当する。
---------	--------------------

を

地域交通政策監	地域交通政策に関する事務を担当する。
公民連携推進監	公民連携の推進に関する事務を担当する。

に改める。

附 則

この規則は、令和4年7月1日から施行する。

(人 事 課)

富山県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則を次のように改め、公布する。

令和4年6月29日

富山県教育委員会

教 育 長 荻 布 佳 子

富山県教育委員会規則第3号

富山県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

富山県教育職員免許状に関する規則（昭和43年富山県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「施行法」という。）、「施行法」という。）及び」に改め、「及び免許状更新講習規則（平成20年文部科学省令第10号。以下「更新講習規則」という。）」を削る。

第2条を次のように改める。

第2条 削除

第3条各号列記以外の部分中「若しくは第2項、第16条の2第1項若しくは第2項」を「、第16条第1項」に、「昭和29年改正法」を「教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和29年法律第158号。以下「昭和29年改正法」という。）」に改め、同条第3号中「又は第2項」を削り、同条第5号中「、第3号若しくは第8号」を「若しくは第3号」に改め、同条第8号を削る。

第4条各号列記以外の部分中「、第3項若しくは第4項」を「若しくは第3項」に改め、同条第11号を削り、同条第12号中「、第4号若しくは前号」を「若しくは第4号」に改め、同号を同条第11号とする。

第15条中「及び平成20年改正施行規則附則第14条」を削る。

第17条中「又は平成19年改正法附則第2条第6項」を削る。

第19条から第31条までを削り、第32条を第19条とする。

別表第1の(4)のアの備考中「第5条第6項」を「第5条第5項」に改める。

様式第8号の2中「第5条第4項」を「第5条第3項」に改める。

様式第18号中 「有効期間の満了日
(修了確認期限)」 を 「(旧)有効期間の満了の日
((旧) 修了確認期限)」 に改める。

様式第19号中

「 授 与 条 件
有効期間の満了の日 年 月 日
を

「 授 与 条 件
に改める。

令和4年6月29日

富山県告示第236号

物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について

県が令和4年度において物品の購入、借入れ、製造、修繕、改造又は売払いの契約及び役務（建設工事、建設工事に係る測量等の役務並びに庁舎等の清掃及び設備保守点検等の役務を除く。）の提供を受ける契約を一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）により締結する場合における競争入札に参加する者に必要な資格の基準となるべき事項、資格審査の申請の方法、資格の有効期間及び当該期間の更新手続等について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により次のように定め、令和4年7月1日から施行する。

令和4年6月29日

富山県知事 新 田 八 朗

第1 競争入札に参加することができない者

次の各号のいずれかに該当する者は、特別の理由がある場合を除き、競争入札に参加することができないものとする。

- (1) 成年被後見人、被保佐人、被補助人若しくは未成年者（被保佐人、被補助人又は未成年者で、保佐人、補助人又は親権者から契約締結のために必要な同意を得ているものを除く。）
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (4) 事業に関し許可、認可等を必要とする場合にあっては、これを得ていない者

第2 競争入札に参加させないことができる者

次の各号のいずれかに該当する者は、特別の理由がある場合を除き、競争入

札に参加することができないものとする。

- (1) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (2) 競争入札参加資格審査申請書及びその添付書類に虚偽の事項を記載した者で、その事実があった後2年を経過しないもの
- (3) 競争入札参加資格審査申請書を提出した日の属する年の前年において事業の実績がない者（令第167条の2第1項第4号に規定する認定を受けた者その他知事が特に認める者（第5において「認定者等」という。）を除く。）
- (4) その他、競争入札の公正な実施又は契約内容の履行確保の観点から不適切と認められる者

第3 競争入札参加者の資格

競争入札に参加することができる者は、知事が、競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）の審査の申請をした者に係る次に掲げる事項について審査のうえ、A、B又はCの等級に格付けした者とする。ただし、物品の売払いの契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格については、この限りではない。

1 経営規模

- (1) 競争入札参加資格の審査の申請をした日の直前の事業年度の決算（申請の日において直前の事業年度の決算が確定していない場合にあつては、その前年の事業年度の決算。以下「直前決算」という。）における自己資本の金額（法人にあつては株主資本及び評価・換算差額等の合計額を、個人にあつては元入金、事業主借及び青色申告特別控除前の所得金額の合計額から事業主貸の額を差し引いた額をいう。）
- (2) 直前決算における機械、車両及び工具その他の備品の価額の合計金額
- (3) 競争入札参加資格の審査の申請をした日の属する月の前月の末日における従業員数

2 売上金額

直前決算及び直前決算の前年の決算の2年間の売上金額により算出した年間

平均の売上金額

3 経営比率

直前決算における流動比率（流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値に 100を乗じたもの）

4 事業年数

事業を開始した日から競争入札参加資格の審査の申請をした日の翌月 1 日までの年数

5 国際標準規格 I S O 14001又はエコアクション21（環境省が策定したマネジメントシステムをいう。以下同じ。）の認証取得状況

国際標準化機構が定めた規格 I S O 14001又はエコアクション21の認証取得の有無

6 障害者の雇用状況

富山県内に本店又は主たる営業所を有する者（以下「県内企業」という。）であって、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第 123号。以下「障害者雇用促進法」という。）第37条第 2 項に規定する対象障害者を雇用する事業主にあつては、その雇用する対象障害者である労働者の数が同法第43条第 1 項に規定する法定雇用障害者数以上であること又は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）に規定する継続型就労支援作業所 B 型（以下「就労支援作業所 B 型」という。）であることの有無

7 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第 120号）（以下「次世代法」という。）に規定する一般事業主行動計画

県内企業であつて、同法第12条第 1 項に規定する一般事業主のうち、常時雇用する労働者の数が29人以下の者にあつては、同項に規定する一般事業主行動計画を策定及び富山労働局長への届出の有無

8 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）（以下「女活法」という。）に規定する一般事業主行動計画

県内企業であつて、同法第 8 条第 1 項に規定する一般事業主のうち、常時雇用する労働者の数が 100人以下の者にあつては、同項に規定する一般事業主行

動計画の策定及び富山労働局長への届出の有無

9 男女共同参画推進事業の登録状況

県からの認証の有無

10 とやまエコ・ストアの登録状況

とやまエコ・ストア制度推進企業登録の有無

県内に複数の事業所を有する場合は、県内の全ての店舗がとやまエコ・ストア制度の登録を受けていることを証する書類の有無

第4 資格審査の申請方法

1 競争入札参加資格の審査を受けようとする者は、様式第1号による競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を知事に提出するものとする。

2 申請書及び第5(4)の財務諸表は、日本語で作成するものとする。

なお、第5の添付書類（財務諸表を除く。）が外国語で記載されている場合は、日本語の訳文を付記し、又は添付するものとする。

3 第5の添付書類の金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率の例により日本国通貨に換算し、記載するものとする。

4 申請書用紙の交付及び申請書並びに添付書類を提出する場所は、次のとおりとする。なお、申請については、インターネットを利用する方法によることができる。

郵便番号 930-8501

富山市新総曲輪1番7号 富山県出納局総務会計課

電話番号 076-444-3423、内線4318

第5 申請書の添付書類

申請書には、次の書類を添付するものとする。ただし、認定者等が申請をする場合には、知事が別に定める書類をもって次の書類に代えることができる。

(1) 誓約書（様式第1号の2）

(2) 事業概要書（様式第2号）

(3) 法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては市区町村長が発行する身分証明書及び東京法務局が交付する成年後見登記制度における登記されてい

- ないことの証明書（ただし、市区町村長が発行する身分証明書で登記されていないことが記載されていればこれを省略できる。）で申請の日前6月以内に交付されたもの
- (4) 財務諸表（法人の場合は、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書や正味財産増減計算書、収支計算書及び財産目録。個人の場合は、所得税青色申告決算書やこれ以外の確定申告書。）
- (5) 納税証明書
- ア 主たる事務所又は事業所が所在する税務署により賦課された税に係るもので、申請の日前6月以内に交付された未納がないことを証明するもの
- イ 申請の日前に富山県により賦課された税に係るもので、申請の日前6月以内に交付された未納がないことを証明するもの
- (6) 事業に関し許可、認可等を必要とする場合にあっては、これを受けていることを証する書類
- (7) 代理人を定めた場合にあっては、委任状
- (8) ISO 14001又はエコアクション21の認証を取得している場合にあっては、ISO又はエコアクション21認証取得登録証の写し
- (9) 障害者雇用促進法に基づく雇用状況報告を管轄公共職業安定所の長に報告している県内企業の者（報告義務のある者に限る。）にあっては、直近の障害者雇用状況報告書の写し
- 上記報告義務のない者にあっては、身体障害者手帳又は療育手帳の写し就労支援作業所B型の者にあっては、就労支援作業所B型であることを証する書類の写し
- (10) 次世代法第12条第1項に規定する県内企業の一般事業主のうち、常時雇用する労働者の数が29人以下の者であって同項に規定する一般事業主行動計画を策定し、富山労働局長に届出をした者にあっては、当該届出の事実を証する書類の写し
- (11) 女活法第8条第1項に規定する県内企業の一般事業主のうち、常時雇用する労働者の数が100人以下の者であって同項に規定する一般事業主行動計画を策定し、富山労働局長に届出をした者にあっては、当該届出の事実を証す

る書類の写し

(12) 県から男女共同参画推進事業所として認証を受けた者にあつては、当該認証を証する書類の写し

(13) とやまエコ・ストア制度推進企業として県に登録された者にあつては、当該登録申請書の写し

県内に複数の事業所を有する場合は、県内の全ての店舗がとやまエコ・ストア制度の登録を受けていることを証する書類

(14) 債主名登録（変更）書兼口座振替届

(15) 84円分の返信用郵便切手

第6 資格審査の結果の通知

競争入札参加資格の審査の結果は、書面により申請者に通知するものとする。

第7 資格の有効期間及び更新手続

1 競争入札参加資格の有効期間は、第3の規定による格付けをされた日から当該格付けの日の属する年の10月1日から起算して3年を経過する日までの間とする。

2 競争入札参加資格の更新を受けようとする者は、有効期間が満了する日の2月前までに申請書を提出するものとする。

第8 申請書記載事項の変更

第3の規定による格付けをされた者は、申請書及び添付書類に記載された事項について変更があつたときは、速やかに、その内容を書面により知事に届け出るものとする。

第9 特定調達契約の締結により調達をすることが見込まれる物品等及び特定役務の種類

県が令和4年度において富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年富山県規則第68号）第1条に規定する特定調達契約の締結により調達をすることが見込まれる物品等の種類は、次のとおりである。

物品等の種類 情報システム機器、電気・通信機械、電気・電子測定機器、
車両類、什器備品等

第10 電子情報処理組織による手続等

- 1 知事は、この告示の規定により書面で行うものとされている申請又は届出を、富山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成15年富山県条例第54号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行わせることができる。この場合においては、当該書面により当該申請又は届出が行われたものとみなす。
- 2 前項の規定による申請又は届出を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合については、富山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年富山県規則第22号）第3条の規定の例による。

第11 その他

競争入札参加資格者名簿及び申請者から提出された申請書又は添付書類の内容は、その全部又は一部を公表することがある。

様式第1号（第4関係）

競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

富山県知事 殿

住所（所在地）

商号又は名称

代表者氏名

富山県が締結する物品の購入、借入れ、製造、修繕、改造又は売払いの契約及び役務（建設工事、建設工事に係る測量等の役務並びに庁舎等の清掃及び設備保守点検等の役務を除く。）の提供を受ける契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を申請します。

なお、物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和4年富山県告示第236号）第1（競争入札に参加することができない者）各号に該当しないこと並びにこの申請書及び添付書類の記載事項のすべては事実と相違ないことを誓約します。

納入等を希望する主な物品又は役務の種類

品目番号 事業品目

第1希望

第2希望

第3希望

添付書類

必須提出書類

- 1 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- 2 誓約書（様式第1号の2）
- 3 事業概要書（様式第2号）
- 4 登記事項証明書（法人の場合）又は身分証明書及び成年後見登記制度における登記されていないことの証明書（個人の場合）
- 5 財務諸表（2年分）
- 6 納税証明書（主たる事務所又は事業所が所在する税務署及び富山県により賦課された税に係るもの）
- 7 債主名登録（変更）書兼口座振替届
- 8 84円分の返信用郵便切手

任意提出書類

- 1 事業に関し許可、認可等を受けていることを証する書類
- 2 代理人に対する委任状
- 3 国際標準規格ISO14001又はエコアクション21の認証取得登録証の写し
- 4 障害者雇用状況報告書の写し又は身体障害者手帳若しくは療育手帳の写し
就労支援作業所B型であることを証する書類の写し
- 5 一般事業主行動計画策定・変更届の写し（「次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）」に係るもの）
- 6 一般事業主行動計画策定・変更届の写し（「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）」に係るもの）
- 7 男女共同参画推進事業所の認定証の写し
- 8 とやまエコ・ストア制度の登録を受けていることを証する書類
- 9 事業を開始して1年を経過していない者で知事が特に認める者にあつては、別に定める書類

作成責任者 役職 氏名 連絡先
電話番号作成担当者 部署 氏名 連絡先
電話番号

様式第1号の2 (第5関係)

誓約書

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、富山県が実施する物品等の調達契約に係る競争入札参加資格申請を行うに当たり、以下に掲げる項目に該当していないこと及び今後についても該当しないことを誓約します。

なお、この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴県から求められた場合には、当方の役員等名簿（役職名、氏名、性別、生年月日及び住所の一覧表）を提出すること、並びに、これらの提出書類から確認できる範囲での個人情報富山県警察本部に提供することについて同意します。

- 1 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
- 2 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
- 3 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
- 5 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 6 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している者

年 月 日

富山県知事 殿

住所（所在地）
商号又は名称
代表者職・氏名

作成責任者 役職

氏名

連絡先
電話番号

作成担当者 部署

氏名

連絡先
電話番号

様式第2号 (第5関係)

事業概要										概要書										個人用									
1 事業種別		2 事業区分		3 業種区分		4 法人種別		5 代表者名		6 住所		7 電話番号		8 FAX番号		9 国際規格ISO14001又はエコアクション21の認証取得		10 障害者雇用促進企業又は継続就労支援作業所B型に該当		11 仕事と子育て両立支援企業に該当		12 事業種別		13 事業種別		14 事業種別			
01	07	01	01	01	01	01	01	01	01	01	01	01	01	01	01	01	01	01	01	01	01	01	01	01	01	01	01		
15		16		17		18		19		20		21		22		23		24		25		26		27		28			
15		16		17		18		19		20		21		22		23		24		25		26		27		28			
15		16		17		18		19		20		21		22		23		24		25		26		27		28			
15		16		17		18		19		20		21		22		23		24		25		26		27		28			
15		16		17		18		19		20		21		22		23		24		25		26		27		28			
15		16		17		18		19		20		21		22		23		24		25		26		27		28			
15		16		17		18		19		20		21		22		23		24		25		26		27		28			
15		16		17		18		19		20		21		22		23		24		25		26		27		28			
15		16		17		18		19		20		21		22		23		24		25		26		27		28			
15		16		17		18		19		20		21		22		23		24		25		26		27		28			
15		16		17		18		19		20		21		22		23		24		25		26		27		28			
15		16		17		18		19		20		21		22		23		24		25		26		27		28			
15		16		17		18		19		20		21		22		23		24		25		26		27		28			
15		16		17		18		19		20		21		22		23		24		25		26		27		28			
15		16		17		18		19		20		21		22		23		24		25		26		27		28			
15		16		17		18		19		20		21		22		23		24		25		26		27		28			
15		16		17		18		19		20		21		22		23		24		25		26		27		28			
15		16		17		18		19		20		21		22		23		24		25		26		27		28			
15		16		17		18		19		20		21		22		23		24		25		26		27		28			
15		16		17		18		19		20		21		22		23		24		25		26		27		28			
15		16		17		18		19		20		21		22		23		24		25		26		27		28			
15		16		17		18		19		20		21		22		23		24		25		26		27		28			
15		16		17		18		19		20		21		22		23		24		25		26		27		28			
15		16		17		18		19		20		21		22		23		24		25		26		27		28			
15		16		17		18		19		20		21		22		23		24		25		26		27		28			
15		16		17		18		19		20		21		22		23		24		25		26		27		28			
15		16		17		18		19		20		21		22		23		24		25		26		27		28			
15		16		17		18		19		20		21		22		23		24		25		26		27		28			
15		16		17		18		19		20		21		22		23		24		25		26		27		28			
15		16		17		18		19		20		21		22		23		24		25		26		27		28			
15		16		17		18		19		20		21		22		23		24		25		26		27		28			
15		16		17		18		19		20		21		22		23		24		25		26		27		28			
15		16		17		18		19		20		21		22		23		24		25		26		27		28			
15		16		17		18		19		20		21		22		23		24		25		26		27		28			
15		16		17		18		19		20		21		22		23		24		25		26		27		28			
15		16		17		18		19		20		21		22		23		24		25		26		27		28			
15		16		17		18		19		20		21		22		23		24		25		26		27		28			
15		16		17		18		19		20		21		22		23		24		25		26		27		28			
15		16		17		18		19		20		21		22		23		24		25		26		27		28			
15		16		17		18		19		20		21		22		23		24		25		26		27		28			
15		16		17		18		19		20		21		22		23		24		25		26		27		28			
15		16		17		18		19		20		21		22		23		24		25		26		27		28			
15		16		17		18		19		20		21		22		23		24		25		26		27		28			
15		16		17		18		19		20		21		22		23		24		25		26		27		28			
15		16		17		18		19		20		21		22		23		24		25		26		27		28			
15		16		17		18		19		20		21		22		23		24		25		26		27		28			
15		16		17		18		19		20		21		22		23		24		25		26		27		28			
15		16		17		18		19		20		21		22		23		24		25		26		27		28			
15		16		17		18		19		20		21		22		23		24		25		26		27		28			
15		16		17		18		19		20		21		22		23		24		25		26		27		28			
15		16		17		18		19		20		21		22		23		24		25		26		27		28			
15		16		17		18		19		20		21		22		23		24		25		26		27		28			
15		16		17		18		19		20		21		22		23		24		25		26		27		28			
15		16		17		18		19		20		21		22		23		24		25		26		27		28			
15		16		17		18		19		20		21		22		23		24		25		26		27		28			
15		16		17		18		19		20		21		22		23		24		25		26		27		28			
15		16		17		18		19		20		21		22		23		24		25		26		27		28			
15		16		17		18		19		20		21		22		23		24		25		26		27		28			
15		16		17		18		19		20		21		22		23		24		25		26		27		28			
15		16		17		18		19		20		21		22		23		24		25		26		27		28			
15		16		17		18		19		20		21		22		23		24		25		26		27		28			
15		16		17		18		19		20		21		22		23		24		25		26		27		28			
15		16		17		18		19		20		21		22		23		24		25		26		27		28			
15		16		17		18		19		20		21		22		23		24		25		26		27		28			
15		16		17		18		19		20		21		22		23		24		25		26		27		28			
15		16		17		18		19		20		21		22		23		24		25		26		27		28			
15		16		17		18		19		20		21		22		23		24		25		26		27		28			
15		16		17		18		19		20		21		22		23		24		25		26		27		28			
15		16		17		18		19		20		21		22		23		24		25		26		27		28			
15		16		17		18		19		20		21		22		23		24		25		26		27		28			
15		16		17		18		19		20		21		22		23		24		25		26		27		28			
15		16		17		18		19		20		21		22		23		24		25		26		27		28			
15		16		17																									

法（昭和27年法律第 292号）第40条の2第1項並びに富山県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年富山県条例第59号）第10条及び富山県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年富山県条例第60号）第6条の規定による令和3年10月1日から令和4年3月31日までの期間における富山県の地方公営企業の業務の状況を別紙のとおり公表します。

（なお、「別紙」については省略し、富山県経営管理部財政課並びに市役所及び町村役場に備えて閲覧に供します。）

令和4年6月29日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県市町村職員共済組合公告

富山県市町村職員共済組合定款第5条の規定に基づき、令和3年度決算の要旨を公告する。

令和4年6月29日

富山県市町村職員共済組合

理 事 長 角 田 悠 紀

- 1 組合に属する地方公共団体等の数は、次のとおりである。

市	町	村	一部事務組合等	計
10	4	1	15	30

- 2 組合員数及び標準報酬の月額は、次のとおりである。

（単位：人、円）

種別	区分	組合員数	標準報酬の 月 額	一人当たり 標準報酬月額
一般組合員	長 期	12,337	4,345,896,000	352,265
	短 期		4,513,106,000	365,819
市町村長組合員	長 期	12	7,800,000	650,000
	短 期		10,170,000	847,500
特定消防組合員	長 期	1,224	471,760,000	385,425
	短 期		471,760,000	385,425
70歳以上 一般組合員	長 期	22	6,170,000	280,455
	短 期		9,000,000	409,091

70歳以上 市町村長組合員	長期	3	1,950,000	650,000
	短期		2,590,000	863,333
後期一般員 組合員	長期	3	980,000	326,667
	短期		1,420,000	473,333
小 計	長期	13,601	4,834,556,000	355,456
	短期	13,601	5,008,046,000	368,212
任意継続組合員	短期	104	35,560,000	341,923
合 計	長期	13,601	4,834,556,000	355,456
	短期	13,705	5,043,606,000	368,012

3 組合職員の数、次のとおりである。

(単位:人)

経理単位	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	計
人員	14	1	3※	3	1	22

※出向職員

4 各経理単位別収支状況は、次のとおりである。

損益計算書の要旨

(単位:千円)

経理区分	短期	厚生年金 保険	退職 年金	経 過 長 期	的 預 託 金 管 理	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	財 形
収 入	負担金	3,548,688	10,665,233	556,013	79,418	—	156,459	132,828	—	—	—
	掛金(組合員保険料)	3,578,750	6,769,961	556,007	—	—	—	129,589	—	—	—
	施設収入・商品売上	—	—	—	—	—	—	—	124,613	—	—
	利息及び配当金	2,160	—	—	—	1,541	1,216	2,417	15	676,721	8,432
	その他の収入	611,712	—	—	—	—	62,496	—	7,024	773	91
	他経理からの繰入金	—	—	—	—	—	29,487	—	47,050	—	—
	前年度支払準備金	432,827	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	8,174,137	17,435,194	1,112,020	79,418	1,541	249,658	264,834	178,702	677,494	8,523	0
支 出	給付金	3,531,709	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	役員給与	—	—	—	—	—	98,170	5,338	17,209	20,440	4,307
	旅費・事務費	—	—	—	—	—	12,854	975	1,137	2,171	120
	商品仕入	—	—	—	—	—	—	—	2,578	—	—
	飲食材料費	—	—	—	—	—	—	—	28,624	—	—
	委託費	—	—	—	—	—	14,162	1,555	89,773	—	—
	支払利息	—	—	—	—	1,541	—	—	—	670,600	1,541
	退職者給付拠出金	53	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	前期高齢者納付金	690,465	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	後期高齢者支援金	1,719,710	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	病床転換支援金	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—
介護納付金	857,200	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
出 連 合 会 払 込 金	99,596	17,435,194	1,112,020	79,418	—	69,507	—	—	—	—	

連合会拠出金	373,122	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
連合会分担金	—	—	—	—	—	4,954	3,073	—	—	—	—	—
他経理への繰入金	29,487	—	—	—	—	—	32,000	—	—	—	15,050	—
その他の支出	—	—	—	—	—	37,787	198,416	100,835	7,417	2,738	—	—
次年度支払準備金	498,651	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	7,799,998	17,435,194	1,112,020	79,418	1,541	237,434	241,357	240,156	700,628	23,756	0	—
差引当期利益金又は 当期損失金(△)	374,139	0	0	0	0	12,224	23,477	△61,454	△23,134	△15,233	0	—

貸借対照表の要旨

(単位:千円)

経理区分	短期	厚生年金 保険	退職等 年金	経過の 長期	退職等年金 預託金管理	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	財形
資 産											
流動資産	4,166,199	1,049,105	70,268	484	36,691	461,909	844,346	341,322	2,574,297	47,376	348
固定資産	—	—	—	—	129,000	96	—	905,242	59,050,925	645,797	—
繰延資産	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
資産合計	4,166,199	1,049,105	70,268	484	165,691	462,005	844,346	1,246,564	61,625,222	693,173	348
負 債											
流動負債	—	1,049,105	70,268	484	—	8,786	18,443	20,593	55,234,685	1	—
固定負債	498,651	—	—	—	165,691	60,683	1,743	14,275	15,840	157,456	—
負債合計	498,651	1,049,105	70,268	484	165,691	69,469	20,186	34,868	55,250,525	157,457	0
純資産											
資本剰余金	—	—	—	—	—	—	—	2,233,386	—	—	—
利益剰余金	3,667,548	—	—	—	—	392,536	824,160	—	6,374,697	535,716	348
欠損金	—	—	—	—	—	—	—	1,021,690	—	—	—
純資産合計	3,667,548	0	0	0	0	392,536	824,160	1,211,696	6,374,697	535,716	348
負債・純資産合計	4,166,199	1,049,105	70,268	484	165,691	462,005	844,346	1,246,564	61,625,222	693,173	348

令和4年6月29日印刷発行

発 行 富 山 県

富山県富山市新総曲輪1番7号

電話富山 076—444—3153番